

公共事業再評価調査

所管課：道路街路課

1 事業概要	事業名：県道153号線外1線街路事業			
	事業種別：街路事業	事業主体：沖縄県	当初事業期間：H10～H16	
	事業箇所：那覇市	根拠法令：都市計画法	事業期間：H10～H23	
	総事業費(百万円)：7,795	費用内訳：補助率 9/10	事業量：県道153号線 L=730m W=20m 松川石嶺線 L=440m W=26m	
(整備目的)	<p>儀保交差点から平良交差点を経て経塚交差点へ至る当該事業区間は、那覇市から浦添市へ南北に縦断する幹線道路である。</p> <p>当該事業地である県道153号線区間は、バス路線であるにもかかわらず現道が狭小で蛇行しており交通渋滞が慢性化し、歩車道の区別もなく交通安全上危険な状態である。また、平良交差点から儀保交差点間の松川石嶺線においては、浦添市、宜野湾市及び西原町等から那覇市中心部への交通により渋滞を引き起こしている。</p> <p>本路線の整備により、浦添市街地等から那覇市中心部へのアクセス性の向上と慢性的になっている交通渋滞の緩和と安全で快適な歩行空間の確保を図る。</p>			
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着手 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他()			
3 再評価に至った 主な要因	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他()			
(具体的理由)	公図の改訂に時間を要したことによる用地取得の遅れ。			
4 事業の 進捗状況	項目	事業費(百万円)	整備済(m)	用地取得(千m ²)
(H19.3時点)	計画	7,795	1,170	11.5
	実施済	5,208	140	4.7
	率	67%	12%	41%
5 事業効果の 評価指標	① 走行時間短縮	22,800	① 事業費	7,795
	② 走行経費低減	280	② 維持管理費	120
	③ 交通事故減少	0		
(検討年40年)	総便益	23,080	総費用	7,915
(基準年H19)	基準年換算(B)	9,688	基準年換算(C)	8,270
(単位:百万円)	費用便益比 (B/C) = 9688 / 8270 =		1.2	
6 事業を巡る 状況の変化	<p>① 社会・経済：・沖縄都市モノレールが平成15年8月に開業し、儀保交差点付近に儀保駅が建設された。</p> <p>② 地元・自治体：・那覇市議会において、当該路線の慢性的な交通渋滞の緩和について取り上げられており、早期整備が求められている。</p> <p>③ 利害関係者：・一部難航している地権者がいるが、事業そのものには反対していない。</p>			
7 事業の必要 性・効率性	<p>① 事業の必要性・緊急性・有効性など 浦添市、宜野湾市及び西原町等から那覇市中心部へのアクセス性の向上、また、安全で快適な歩行空間の確保を図るため、整備を急ぐ必要がある。 儀保交差点は、那覇都市圏の主要な交通渋滞交差点として位置づけられており整備が必要である。</p> <p>② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 平成18年度末の用地取得率は、41%であるが、平成18年度までに首里大名地区、首里平良地区の地籍調査を完了し、平成19年度においてほぼ全ての物件調査を終える予定である。平成19年度末には、用地取得率が60%となるため、現計画の推進を図ることが効率的である。</p> <p>③ 事業効果の発現状況 儀保交差点から平良交差点間の改良が進み、平成18年8月に浦添・西原から古島インター方面への右折帯を2車線設置したことにより、儀保交差点における渋滞が緩和された。</p>			
8 今後の対応 ・見直し	<p>① 事業計画等：用地取得を速やかに行い、予定の事業期間での完了を目指す。</p> <p>② 対住民関係：難航用地については、任意交渉と並行し土地収用法に基づく取得の作業を進める。</p> <p>③ 執行体制：現体制で執行可能である。</p>			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			